大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 8 条第 1 項および第 2 項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成 22 年 7 月 30 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
 - (仮称)バロー大津真野ショッピングセンター 大津市真野六丁目 21番1,大津市真野六丁目 1785番4
- 2 提出された意見の概要

大津市からの意見

- (1) 変更前に付した意見のとおり、災害時において、駐車場を地域避難場所として使用することなど、地域からの協力要請があった場合については、十分に配慮いただくようお願いしたい。
- (2) 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の定めるところにより、地域の住民等の理解が十分に得られるよう努めること。また、青少年の健全育成や防犯の観点に十分留意するとともに、それぞれの各種団体との積極的な連携、協力に努めること。
- (3) 真野学区自治連合会及び地元自治会などに事業内容を説明し、理解を得ること。
- (4) 大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則第32条の4の規定に基づく、大規模建設等事業の変更等の届出について当課と協議すること。公害関係法令に基づく特定施設についても、変更内容によっては提出書類の変更がある場合があるので当課と協議すること。
- (5) 当該地から排出される事業系一般廃棄物については
- ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条に基づき自己処理(大津市の許可業者への委託も含む)等すると ともに、家庭系ごみの集積所への排出は厳に慎むこと。
- イ ごみの減量化、再資源化に努めること。
- ウ 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第 31 条に基づく保管庫を設置するものとし、その配置及び容量が分る図面を提出すること。
- エ 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則第 15 条の保管基準を遵守すること。 (保管基準)

道路その他公共の用に供する場所において保管しないこと。

排出量、保管日数に対し充分な容量及び構造の保管場所に保管すること。

分別区分及び再利用を行うものごとに分けて保管すること。

飛散、流出、悪臭等により生活環境を害し、又は公衆に嫌悪の情をもたらさないこと。

犬、猫等による散乱、ねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生を防止すること。

適切に清掃等を行うことにより、常に保管場所を清潔に保つこと。

- (6) 既存建物等の除去に伴い発生するコンクリート殻等、がれき類等の産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適法かつ適正に事業者の責任において処理すること。
- (7) 造成計画等により場外搬出土(建設残土)が発生する事業において、その処分方法によっては、大津市土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例第6条第1項に基づく許可が必要となる場合があるため、当課と協議すること。
- (8) 景観法に基づく届出について、変更について協議されたい。また、屋外広告物条例について許可申請等適正に行うこと。
- (9) 来退店ルートの案内について、看板、ガードマンの配備計画を示し、協議すること。
- (10) オープン時の混雑対応について協議すること。
- (11) 出入口 の退店ルートを再検討すること。
- (12) 事業計画に伴う消防水利施設として、私設となる防火水槽(40㎡)の設置について考慮すること。
- (13) 大型消防車両が駐車場内に進入し、建物に接近できるように、出入口、通路幅員等を確保すること。バリカー、車止め等を設ける場合、緊急時容易に開放できる構造とすること。
- (14) 大規模小売店舗を設置する当該学区は真野学区であるが、近隣の住居は真野北学区であることから、真野北学区自治連合会及び地元自治会に事業内容を説明し、理解を得ること。
- (15) 地域住民から出された意見等について、誠意をもって対応すること。

- 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1 滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目 1 - 1 大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町 3 - 1

(2) 縦覧期間 平成 22 年 7 月 30 日から平成 22 年 8 月 30 日まで